

**公益社団（財団）法人・一般社団（財団）法人・特例民法法人の
県民税・事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の取扱いについて**

平成 20 年 12 月 1 日より、従来の社団（財団）法人及び中間法人は廃止され、登記のみで設立が可能な一般社団（財団）法人と、公益認定を受けた公益社団（財団）法人が創設されました。

現在の公益法人制度における法人県民税・事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の取扱いは、以下のとおりです。

○法人県民税・事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の課税について

区 分	法人事業税及び 特別法人事業税又は 地方法人特別税	法人県民税	
		法人税割	均等割
公益社団法人 公益財団法人	収益事業から生じた 所得のみ課税 ※公益目的事業について は、収益事業から除外	収益事業に係る法人税額 に課税 ※公益目的事業について は、収益事業から除外	最低税率<注> (年額22,000円) ※博物館の設置・学術 研究を目的とする法人 が、収益事業を行わな い場合は非課税
一 般 財 社 団 法 人	非営利型一般社団法人 非営利型一般財団法人	収益事業から生じた 所得のみ課税	最低税率 (年額22,000円)
	上記以外の一般社団法 人・一般財団法人	全所得課税	最低税率 (年額22,000円)
特例民法法人 (従来の社団法人・財団法人 で、上記法人への移行の登記を 行っていない法人)	収益事業から生じた 所得のみ課税	収益事業に係る法人税額 に課税	最低税率<注> (年額22,000円) ※博物館の設置・学術 研究を目的とする法人 が、収益事業を行わな い場合は非課税

<注> 兵庫県における法人県民税均等割の減免について

公益社団法人・公益財団法人及び特例民法法人で収益事業を行わないものは、申請により法人県民税均等割の減免を受けることができます。詳しくは所管の県税事務所法人課税担当課にお問い合わせください。

なお、一般社団法人・一般財団法人は、非営利型法人であっても法人県民税均等割の減免の対象とはなりませんのでご注意ください。